

令和 6年 8月 14日

制限付一般競争入札参加業者 様

那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者

回 答 書

件 名： 令和6~7年度 那覇・南風原クリーンセンター防水塗装修繕

仕様書 項目等	質問疑義内容	回 答 欄
	積算における設定工期は19ヶ月でよろしいですか？	18.3ヶ月です。
	積上共通仮設費はありますか？	別添資料を参照ください。
	直接仮設工事(下記項目)の供用日(積算根拠)をご教授下さい。	管理棟及び渡り廊下外部足場等90日。 工場棟外部足場等300日
	① 管理棟 桢組本足場	工場棟及び渡り廊下内部足場（脚立足場）
	② 工場棟 桢組本足場 内部仕上足場(棚足場)	は30日
	③ 渡り廊下 桢組本足場 内部仕上足場(棚足場)	
	工期（工期係数）のご教示をお願い致します。	18.3ヶ月です。
	管理棟、工場棟、渡り廊下の桢組本足場、安全手摺、ネット状養生シート張りそれぞれの共用日数のご教示をお願い致します。	管理棟及び渡り廊下外部足場等90日。 工場棟外部足場等300日 工場棟及び渡り廊下内部足場（脚立足場）

管理棟 P-1項1 工場棟 P-1項1	工事別集計表・直接仮設工事①枠組本足場(手すり先行方式)・安全手すり・ネット状養生シート張り等の存置期間をご提示ください。 工事別集計表・直接仮設工事①内部仕上足場等の存置期間をご提示ください。	は30日 管理棟及び渡り廊下外部足場等90日。 工場棟外部足場等300日 工場棟及び渡り廊下内部足場（脚立足場）は30日
P-5 A-21図 面	工場棟-環境配慮改修工事(アスベスト含有建材除去)にて仕上げ表、腰壁・玄関底アスベスト含有とあるが劣化調査図及び集計表に数量記載がありません。指示ください。	外装下地調整材にアスベスト含有であるが、劣化箇所は施工数量調査で確定とします。
P-5 A-44図 面	工場棟-環境配慮改修工事(アスベスト含有建材除去)にて欠損20箇所とあるが、劣化調査図2箇所ひび割れ30箇所とあるが、劣化調査図3箇所はがれふくれ150箇所とあるが劣化調査図15箇所集計表、劣化調査図のどちらの数量が正ですか。	設計時の劣化調査図は一層分のみである為、数量表の個所数は面積案分想定しています。 見積時には数量表を正としてください。施工数量は施工数量調査後確定します。
P-5 A-21図 面	仕上げ表ではNo.1・2 ランプウェイ外壁・S造図・腰壁アスベスト含有と有るが、劣化調査図及び集計表に数量記載がありません。ご指示ください。 現場説明書アスベスト含有工事空気中のアスベスト粉塵濃度測定を行うと有りますが、工事別集計表にはヶ所数及び分析費がありません。ご指示ください。	ランプウェイは今回工事対象外です。 共通仮設で6箇所×2回で計上しています。

P-1 集計表	直接仮設工事(管理棟・工場棟・渡り廊)の足場、ネット等の共用日数をご指示ください。 工事費等内訳書記入例にて材料費・1式、施工費・1式と記載がありますが、材料費、施工費と振り分けることが出来ません。管理棟①1式、工場棟②1式、渡り廊下③1式と記載して提出して宜しいでしょうか。	管理棟及び渡り廊下外部足場等90日。 工場棟外部足場等300日 工場棟及び渡り廊下内部足場は30日 工事費内訳書の2内訳における1直接工事費（適用①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）の内訳は下記の通りとします。 ① 直接仮設費 ② 防水改修修繕 ③ 外壁改修修繕 ④ 塗装改修修繕 ⑤ 内装改修修繕 ⑥ 環境配慮改修修繕 ⑦ 発生材処理
A-2図 面	防水改修工事、その他にてウレタン塗膜防水下地はポリマーセメントモルタルで平滑に補修する事と有りますが、既存塗膜防水の上にポリマーセメントを挟んでその上に塗膜防水をすると、薄塗のポリマーセメントが割れて新設の防水層が浮く恐れがあります。既存防水層の劣化部・浮き部分の部分的な下地処理と考えて宜しいでしょうか。 又、今回既存の防水層を除去しない仕様になっています。既存防水層の接着が確認できれば、特別な下地処理は行わないでも宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
A-7図 面	外部仕上り表 b屋根(芝下)の改修後にウレタン塗膜防水X-2と記載されていますが水廻りになる為、一般的なウレタン塗膜防水では性能的に厳しいと思われます。花壇の内側を施工できる他の塗膜防水での施	必要に応じて施工時協議致します。

	工と考えて宜しいでしょうか？ 図面A7、21、31、32、36、45、49、50、52に下地調整材はセメント系下地調整材C-2とする。(Pコン穴埋め処理部はCM-2にて処理後、下地下地調整材塗とする)と有りますが既存吹付塗装がされている事から、部分的にめくれ部や劣化除去した部分補修と考えて宜しいでしょうか。 工場棟の既存外壁に○模様が多数ありますが、図面、集計表共復旧の記載が有りません。改修塗装では○模様は塗りつぶしと考えてよろしいでしょうか。 各棟共通 防水改修工事で今回の使用では既存防水層の除去がありません。既存防水層の劣化により、部分的に除去等が発生した場合は、追加工事として別途協議すると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 改修塗装では既存と同じ色彩模様とします。 貴見のとおりです。
--	--	---